

健康保険被扶養者確認調書について

平素は当組合の運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

健康保険被扶養者確認調書は適正な被扶養者認定を行うため、厚生労働省の指導により毎年 1 回皆様に資格確認をお願いするものです。別紙の健康保険被扶養者確認調書（共同扶養についての確認書が封入されている方はそちらも併せて）各欄に必要事項をご記入のうえ、該当の証明書類を添えて必ず期限までにご提出ください。

【1】健康保険被扶養者確認調書をご記入いただき、下記表を参照の上、必要書類を添付し提出して下さい。

添付書類	就労している方	令和7年1月1日以降に退職し、現在は就労していない方	令和6年12月31日以前より就労していない方	学生		年金を受給している場合 (障害・遺族年金を含む)	自営業の場合	別居の場合
		直近3ヶ月分の給与明細のコピー*	令和8年度（令和7年1～12月分）の所得証明書【原本】 および退職日がわかる書類のコピー	所得なし	所得あり	令和8年度（令和7年1～12月分）の所得証明書【原本】 および最新の年金通知書等のコピー	令和7年分の確定申告書一式（収支内訳書や青色申告決算書等全て）	直近3ヶ月分の送金明細のコピー（通帳のコピーの場合は送金元と受取人がわかるように） および別居先の世帯全員の住民票（続柄入り）
配偶者	○	○	○			○	○	
子・孫	16歳未満（中学生以下）							
	16歳以上（高校生以上）	○	△ (学生は不要)	○	○	○	○	△ (学生は不要)
父母・祖父母	○	○	○			○	○	○
配偶者の父母	○	○	○			○	○	
兄弟姉妹	○	○	○	○	○	○	○	○
その他	○	○	○	○	○	○	○	
証明する機関	勤務先	市区町村 勤務先	市区町村	学校法人・勤務先		年金機構	税務署	金融機関 市区町村

* 収入が給与収入のみの場合は労働条件通知書でも可。ただし別途「給与収入のみであることの申立書」の提出が必要ですのでiDA健康保険組合までご連絡ください。

また労働条件通知書の記載内容が不十分な場合は、給与明細（直近3ヶ月分）の提出が必要となります。

※○の該当者は必ず提出、△はカッコ内を参照のうえ提出してください。また、必要に応じて上記以外の書類の追加提出をお願いすることがあります。

【2】共同扶養についての確認書も同封されている方は、そちらも記入の上、下記書類も提出して下さい。

配偶者がいない方	世帯全員の住民票(続柄入り)
配偶者に 給与収入がある方	給与額がわかる書類のコピー(直近の給与明細3ヶ月分、労働条件通知書等)
配偶者に 年金・失業保険・育休給付金等の収入がある方	支給額のわかる書類のコピー(年金額通知書、直近の支給通知書等)
配偶者に 事業収入がある方	令和7年分の確定申告書および収支内訳書のコピー

提出期限：令和 8 年 10 月 15 日（木）健康保険組合 必着

なお、期日までにご提出いただけない場合、被扶養者認定取消しの扱いとなりますのでご注意ください。